

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業概要について

目 的（要綱第1条）

- ・高齢者に対する日常的、主体的な地域での支え合いの育成・支援。

効 果（要綱第2条）

- ・高齢者の社会参加や外出機会の提供を行うことで、生きがいづくりと介護予防につなげ、健康寿命を延ばし、介護給付費等の費用を抑制。

事 業 名

- ・恵庭市介護支援ボランティアポイント事業 ※管理機関（委託先）での愛称例「あつまーるポイント事業」など

管 理 機 関（要綱第4条）

- ・恵庭市社会福祉協議会に委託して実施。

内 容

(1) 対象者（要綱第3条）

- ・市内在住の恵庭市介護保険第1号被保険者
- ・介護保険法に基づく要介護認定を受けていないもの（要支援は含む）

(2) 活動施設及び活動内容（要綱第7条）

- ・高齢者支援施設・事業所等で行ったボランティア活動に対してポイントを付与する。

活 動 施 設	活 動 内 容
・グループホーム ・有料老人ホーム ・サービス付高齢者住宅 等 ※いずれも市に活動施設として登録が必要	・囲碁・将棋などの趣味活動の相手 ・入所者・利用者の話し相手 ・入所者・利用者に対する芸能等の披露 等 ※ただしどの活動も利用者や入居者との協同作業に限る。

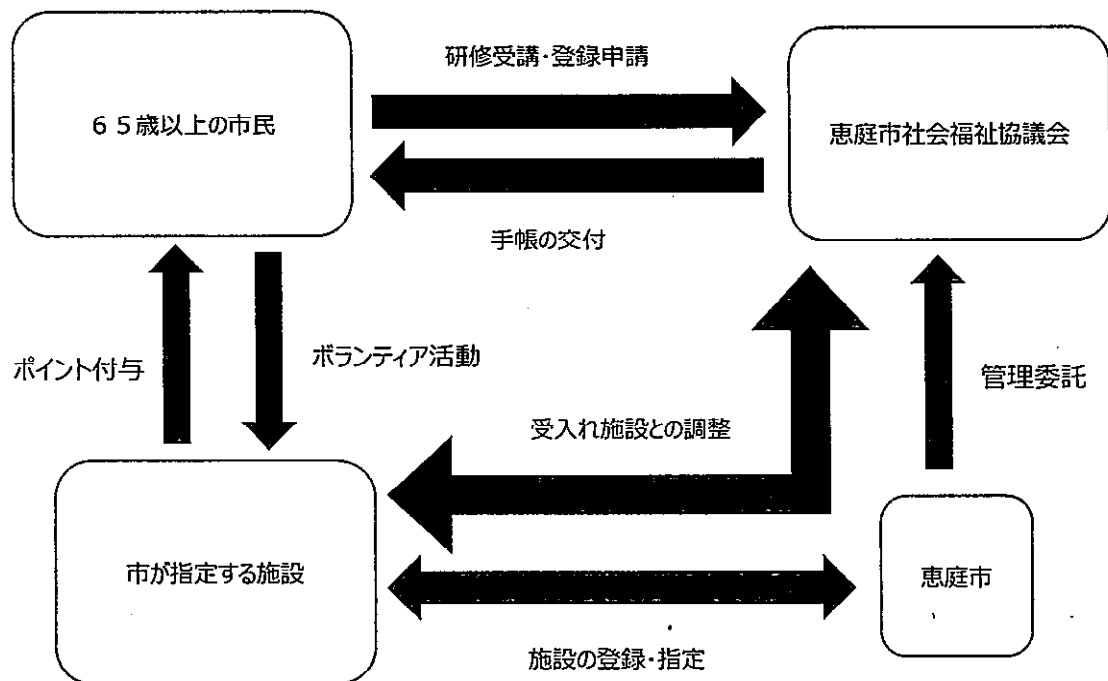
(3) ポイントについて（要綱第9条）

- ・介護支援ボランティアが持参するポイント手帳にポイントを付与。
- ・活動1時間につき1ポイント。1日の上限は2ポイントまでとし、期間は毎年1月1日から12月31日までの1年間とします。

(4) ポイントの換金（要綱第10条）

- ・1ポイントにつき100円とし、1年度において換金できる額は5,000円を上限とします。申請期間は1月から2月までとし、市へ申請し、市が介護保険料の未納、滞納を確認し換金します。また、要綱11条では、市の「花子さん愛情寄付」や社会福祉協議会の「愛情銀行」に寄付することができることとしております。

恵庭市介護支援ボランティアポイント事業の流れ



実施スケジュール

	恵庭市	管理機関
H27. 7. 1	第 1 回専門部会	
H27. 7.29	恵庭市社会福祉協議会打合せ ③	
H27. 8.24	恵庭市社会福祉協議会打合せ ④	
H27. 9. 2	事業所向けアンケート実施	
H27. 9.30	恵庭市社会福祉協議会打合せ ⑤	
H27.10.23	実施要綱策定	
H27.11.18	事業説明（ボランティアセンター運営委員会）	
H27.11.24	事業説明（事業所対象）	
H27.12.24	第 2 回専門部会	
H28. 1	受入施設依頼	
H28. 2	受入施設指定	
H28. 3	委託契約事務	
H28. 4	事務移管（ 恵庭市 ⇒ 管理機関 ）	
H28. 5		登録研修会 ①
H28. 6		登録研修会 ②
H28. 7		ボランティア活動開始
実施期間（随時説明会実施）		
H28.11		更新研修会
H28.12		ポイント交付終了/H29 手帳交付
H29. 1		換金申請受付
H29. 2		換金申請受付
H29. 3	換金決定通知・支給	